

○財務省告示第二百七十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年七月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年八月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第七十 七回、第七十八回、第七十九回、 第八十一回、第八十二回、第八 十四回、第八十五回、第八十七 回、第九十回、第九十八回、第 九十九回、第二百二回、第四百 回）及び利付国庫債券（三十年） （第二回、第四回、第八回、第 九回、第十回、第十三回、第十 八回、第十九回、第二十回、第 二十一回、第二十二回、第二十 五回、第二十七回及び第二十九 回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同			

十 三	十 二	五	六	七	八	九	十	十
の	経	募	発	払	最	振	発	発
払	過	入	行	込	低	替	行	行
込	利	決	額	金	額	単	価	行
み	子	定	額	額	面	位	格	日
率	率	の			金			

じ。を競争に付して行われる入札による発行に付して行われる札にのみ行う利率の差の小さい申込みのうちの応募額を順次割り当てる。そのおり九十七億三千万円以内（別表のとおり）の振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものと発行対象国債ごと金額を出した金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）  
 （募入決定の通知を受けた者は、払込金額に次算式により規定する。期日に払い込むものとする。期日に払い込むものとする。）

の率前十発行、  
金の額の第の発行、  
債の償らでがに合  
面債国かま日  
額国象日日期  
の象対翌行払  
債対行の発行  
行各期する子  
対各期す利に  
100×払定(日  
／利子に日と  
各総／

365

(二)

に發行時にいて、その利息の  
に係る所得税が源泉徴収の  
るもとの記載又は記録される  
口座に記しては、前記の  
のよついで、前記の  
金額にり算出した金額か  
金額にたり、おだし、  
時におは、外国  
住者は、又は外国  
に、又は、  
に出た金額に  
は、外国税  
得税の率を  
控除するこ  
第十号に規定  
行対象国の  
し、各支  
算式によら  
う。ただし、  
日に支払う  
す。に、日  
る。期日  
す。

十四 利 子

各發行対象国債の利率／金額×各  
發行対象国債の利率／金額×1  
／2

（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回）	（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回）	（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回）	（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回）	（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回）	（利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回） （利付二十年） （第二十八年） （第四回）	名称及び記号
二・〇%	二・一%	二・〇%	二・〇%	一・九%	二・〇%	利率（年）
平成十年三月二十七日	平成九年三月二十七日	平成九年三月二十七日	平成六年三月二十七日	平成六年三月二十七日	平成三年三月二十七日	償還期限
六億円	八十億円	十二億円	二億円	六百億円	九十八億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利金の支 象回国債の 各発行対 準とす 入札の基 償還金額 償還期限

平成二十一年七月十四日 財務大臣から通知を受けた者

日本銀行とす。債の平均値の単 利各発行対象国債の平均値の単 頭売買参考統計表した公社債店 証券業協会が発表した公社債店 平成二十一年七月九日付で日本 額面金額につき百円

（別表のとおり）

（利付第三十国庫債券）	（利付第四十国庫債券）	（利付第三十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）
一・八%	二・九%	二・四%	一・九%	二・一%	二・一%	二・一%	二・四%	二・一%	二・一%	二・二%	二・二%	二・一%	
平成二十一年四月十二日	平成二十一年四月二十二日	平成二十二年四月二十二日	平成二十二年四月二十日	平成二十二年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日	平成二十四年四月二十日
三十九億円	二十三億円	四十億円	二十億円	八百八十一億円	八十億円	十三億円	三十六億円	百二十億円	五十億円	五十億円	一億円	十五億円	

（利付第三十国二十年庫九回券）	（利付第三十国二十年庫七回券）	（利付第三十国二十年庫五回券）	（利付第三十国二十年庫二回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）
二・四%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・三%	二・〇%	一・一%	一・四%	
平成二十五年十月九日	平成二十四年四月二十九日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十七日	平成二十四年四月二十七日	平成二十四年四月二十七日	平成二十四年四月二十七日	平成二十四年四月二十五日	平成二十四年四月二十五日	平成二十四年四月二十四日	
二百五十一億円	八十二億円	百八億円	八十一億円	五十五億円	一億円	七十六億円	二十億円	二億円	四百四十五億円	十億円	